

随意契約理由書

1. 工 事 名 筑後川ポンプ場機械設備修繕工事
2. 施工場所 佐賀県三養基郡みやき町大字江口地先
3. 契約の相手方 住 所 : 福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号 電気ビル共創館7階
会社名 : (株) 西島製作所 九州支店
電 話 : 092-771-1381
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該工事の目的

本工事は、武雄河川事務所が管理する筑後川ポンプ場の操作制御設備(2号インバータ)の機能維持のため修繕を行うものである。

2) 工事の内容

筑後川ポンプ場

2号インバータ 更新 1式

3) 随意契約に付する理由

本工事の実施にあたっては、当該設備の機能を発揮するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、設計・開発・製作・据付を行うにあたり、①工事契約の受注者(以下「受注者等」という。)が独自に管理保有している技術(以下「ノウハウ」という。)が必要である。

また、揚排水ポンプ設備は、設備全体が各メーカーのノウハウによりシステム構成されており、揚排水ポンプ設備のうち一部の機器を修繕する場合でも②システム全体の熟知が必要である。

(株)西島製作所は、設計、製作、アフターサービス及び部品の供給体制を有しているとともに、①受注者等のノウハウを有し②システム全体を熟知していると判断できる。

以上のことから、本工事を履行するに必要な要件を具備している機関として(株)西島製作所を特定し、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)及び「参加者の有無を確認する公募手続」(平成18年9月28日付け国官会第935号)に基づき、(株)西島製作所以外の参加者の有無を確認するための公募手続を行ったところ、他者から本工事への参加意思を表明する書類は提出されなかったことから、(株)西島製作所が本工事を履行できる唯一の機関と判断し、当該法人との随意契約手続に移行するものである。

よって、本工事については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記法人と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

施設管理課長

公 表 日

平成29年 3 月 7 日

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	筑後川ポンプ場機械設備修繕工事
工事概要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 武雄河川事務所長 岡下 淳 佐賀県武雄市武雄町大字昭和745
契約年月日	平成29年 3 月 7 日
契約業者名	(株)西島製作所
契約業者の住所	福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82 電気ビル共創館7階
契 約 金 額	30,240,000円(税込み)
予 定 価 格	30,747,600円(税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり (※随意契約理由書を添付すること。)
工 事 場 所	佐賀県三養基郡みやき町大字江口地先
工 種 区 分	機械設備工事
工事期間(自)	平成29年 3 月 8 日
工事期間(至)	平成29年 7 月 20 日
備考	入札情報サービス(PPI) (http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び工事名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。